

第7回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年2月26日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 7名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

9番 新 井 功 仁 恵

12番 白 川 英 之

4 欠席委員 5名

3番 橋 場 和 幸

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

5 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 内 村 和 樹

農地係長 島 宇 哉

6 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付
について
- 日程第 7 報告第 2 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による
農用地利用関係調整報告について
- 日程第 8 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の
確認について
- 日程第 9 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 10 議案第 3 号 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について
- 日程第 11 議案第 4 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 12 議案第 5 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）の
作成及び意見について
- 日程第 13 議案第 6 号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について
- 日程第 14 議案第 7 号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について
- 日程第 15 議案第 8 号 令和 2 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について
- 日程第 16 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第7回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ7名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

今年初めての総会開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。今年初めての委員さんもいらっしゃいますので、改めて今年もよろしく願いいたします。

まず、はじめに皆様方にお詫びをしなければなりません。コロナウイルス感染者が町内で出たために1月総会を中止せざるを得ませんでした。更に、今月の総会も全委員参加の体制を取れなかったことなど、感染症の影響とはいえ審議・協議の場を提供できなかったことについて、お詫びを申し上げます。

今月総会につきましては、総会成立ができるぎりぎりの人数での開会です。納税猶予の継続に関わる証明等の議案を提案させていただいておりますので、慎重審議をお願いし、会議の時間短縮に協力をくださいますようお願いし、開会したいと思います。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番嵯峨委員、2番押切委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされています。

本案は、11月27日開催の第5回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1は姉別〇線〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇が、農業用施設（育成牛舎、堆肥盤）の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、〇〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、〇〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、ご報告申し上げますので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされています。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出1件の調整報告であります、

整理番号1は、茶内東〇線〇〇番地、〇〇〇氏より令和2年〇〇月〇日付けで所有権移転に係るあっせんの申出があったものでございますが、対象地は茶内東〇線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございます。

現地調査につきましては、〇〇月〇〇日に谷口委員、嵯峨委員、百々委員、妹尾委員により実施し、土地の評価を行っておりますが、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇万〇、〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、所有者である〇氏の下承を得ることが出来ました。その後、地域での農地利用協議により、農用地の利用関係の調整に努めてまいりました。利用協議の結果、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏がそれぞれ農地を取得することで調整が整いました。

土地の詳細につきましては、議案書4ページ、5ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づきご報告申し上げますので、ご承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定

めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、

整理番号1は、茶内〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内〇線〇番〇、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡の内〇万〇〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までで、平成〇〇年〇月〇日より法定更新を行っておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案書に基づき、長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定5件、賃貸借による権利の設定1件、合計6件の許可申請でございますが、

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を経営主である息子の〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の再設定、

次に整理番号2は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号3は、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号4は、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号5は、茶内〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、所有地〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を後継者である〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号6は、茶内〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、所有地〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡の内〇万〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案書に基づき、長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
まず、整理番号1について、1番嵯峨委員、お願いします

嵯 峨 委 員

〇〇さんは現在、後継者の〇〇さんが安定した経営を続けております。
これまで農地を有効的に使って経営しており、今後とも有効に活用されると思いますので、許可することには問題ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号2について、2番押切委員お願いします。

押 切 委 員

現在、〇〇〇〇さんはコントラクターを利用して所有地の有効利用をしながら、家族経営でやっております。〇〇さんも積極的に経営に携わっているので、許可することに問題ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号3について、1番嵯峨委員お願いします。

嵯峨委員 ○〇さんは、現在息子の〇〇さんがロボット搾乳を導入して、規模拡大を行い、積極的な酪農経営を行っております。これまでも所有地・借入地ともに有効的に使っており、今後とも有効的に利用すると思われまますので、許可することには問題ないと考えます。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号4について、5番百々委員お願いします。

百々委員 ○〇牧場では、現在〇〇さん夫婦が経営を任されております。通年での雇用労働も確保されており、労働力も十分にあることから、牧草地等の管理も十分行えると思えますので、許可することに問題はないと考えます。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号5について、9番新井委員お願いします。

新井委員 ○〇〇〇さんは、Uターンして4年目に入り、精力的に営農されておりますので、何ら問題ないと思えます。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号6についても9番新井委員お願いします。

新井委員 精力的に土地の管理も十分にされておりますので、問題ないと思えます。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。 9番、新井委員。
新 井 委 員	構成員のところ、女性は2人だと思うが？
事 務 局 長	もう一度調べて、場合によっては訂正いたします。
議 長	他に質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1～6を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

事務局長 日程第10 議案第3号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

議案第3号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第52条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適切に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされ、平成28年5月25日付け「28経営第509号 農地法の運用について」においても、「農業委員会は農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供すること。」という通知が、農林水産省経営局長より出されております。

本委員会では、令和2年1月から12月までに、農地法第3条及び農用地利用集積計画書により、農地の賃貸借契約がされた賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出し、これを町広報誌及び町ホームページにて公表しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、詳細については農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり公表することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第4号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は利用権移転4件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1の所有権を有する者は、茶内〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は姉別南〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、借受人である、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である〇〇〇〇氏に権利の移転、

次に、整理番号2の所有権を有する者は、茶内〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内西〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡で、借受人である、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である〇〇〇〇氏に権利の移転、

次に、整理番号3の所有権を有する者は、茶内〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は茶内〇線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、借受人である、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である〇〇〇〇氏に権利の移転、

次に、整理番号4の所有権を有する者は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏、対象地は浜中東〇線〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、借受人である、浜中東〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である〇〇〇〇氏に権利の移転を行おうとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、議案書に基づき、長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事	(説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第4号の質疑を行います。 整理番号1について、質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1～4を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

事務局長 日程第12 議案第5号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画(案)の作成及び意見についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

議案第5号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画(案)の作成及び意見について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項ないし第3項では、「農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村等に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができ、また、その農用地等について、農用地利用配分計画の案を作成し、提出するよう求めることができる。」とされております。

さらに、その際、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする
とされています。

本案は、〇〇〇〇氏所有の農地中間管理機構への貸付地の一部について、借受人である〇〇〇〇氏の経営移譲に伴い、後継者である〇〇〇〇氏に権利の移転をするもので、対象地は姉別南〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇〇〇㎡でございます。

以上、農用地利用配分計画(案)を作成し、別紙意見書を付して浜中町長を経由し、北海道農業公社に提出しようとするものでございますが、議案書に基づき、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 贈与税納税猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第6号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

租税特別措置法第70条の4第1項では、「農業を営む個人が、その農業に供している農地及び採草放牧地を、推定相続人の内の一人の者に贈与した場合には、相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出により、納付すべき贈与税については当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。」と規定されております。

また、同条第27項では、「納税猶予の適用を受ける受贈者は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとに、引き続いて納税猶予の適用を受けたい旨及び適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されており、届出書の提出にあたっては、農業委員会の証明が必要とされております。

今年度の対象者は、姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、1名でございますが、前回証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第6号の質疑を行います。

整理番号1の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。

整理番号1の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第7号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

地方税法附則第12条第1項では、「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者に対して課する不動産取得税については、その規定の例によって徴収を猶予するものとする。」と規定されております。

また、同条第2項では、「所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされており、先ほどの贈与税納税猶予の継続と同様に農業委員会の証明を行った上、北海道知事に届出書を提出することとなっております。

今年度の対象者は、姉別〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏ほか〇名でございますが、前回証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第7号の質疑を行います。

整理番号1については、議案第6号で確認が取れていますので、整理番号2から質疑を行います。

整理番号2の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の〇〇さんについて、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。

整理番号2の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3の〇〇さんについて、原案のとおり証明することで御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号 令和2年度浜中町農業委員会補正予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第8号 令和2年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末にあたり歳入の交付金確定による補正や、歳出の決算見込みに基づき補正をしようとするものでございますが、

歳入では、16款道支出金の農業委員会交付金については、交付金額の確定により〇万〇,〇〇〇円の減、農業委員会補助については、補助率の減少により〇〇万〇,〇〇〇円の減、農地利用最適化交付金については、交付金額の確定により〇〇万〇,〇〇〇円の減となっており、歳入の補正につきましては、あわせて〇〇万〇,〇〇〇円の減額となります。

一方、歳出では、農業委員会委員に要する経費の費用弁償〇〇万円の減については、決算見込みによるもの、農業委員会事務局に要する経費の共済費(会計年度任用職員厚生年金保険料)〇万〇,〇〇〇円の増については、保険料率の引き上げによる不足分を補うもので、歳出の補正は、あわせて〇万〇,〇〇〇円の減額となります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農 政 係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、嵯峨委員

嵯 峨 委 員

交付金額の減少はかなり大きなものになっているが、主な要因は？

農 政 係 長

北海道全体で配分額が決まっており、毎年予算作成時は前年実績等を出しているが、その年の北海道に入る配分額等の関係で額が減ることがあります。

この段階でやっと町に入る交付金額が確定してくるので、それに伴って今回減額しております。

嵯峨委員 毎年、交付金額は減ってくることになるのか？

農政係長 農業委員会補助は補助率の減少等で昨年も減っているのですが、もしかすると来年も減る可能性はあります。
また、今年度はコロナの関係で補助金に研修費を充てていた部分も中止により充当できなくなったので、それも減っている要因の1つになっており、それを見越すと来年も減る可能性はあると思うが、現状ではまだどうなるかわかりません。

議長 他に質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第8号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会日程につきましては、3月30日、火曜日、午前10時からを提案いたします。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、3月30日、火曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、3月30日、火曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。
これで、第7回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時15分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

1番 嵯峨弘巳

浜中町農業委員会

2番 押切秀志

農地法第3条調査書

調査日：令和3年2月22日

第7回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (使用貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	嵯峨委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和3年2月22日

第7回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (使用貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	押切委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和3年2月22日

第7回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号3 (使用貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	嵯峨委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和3年2月22日

第7回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号4 (使用貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和3年2月22日

第7回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号5 (使用貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	新井委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和3年2月22日

第7回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号6 (賃貸借)

貸主	〇〇 〇	借主	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	新井委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	借主は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第7回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号1 (利用権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第7回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号2、3 (利用権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第7回浜中町農業委員会総会

議案第4号 整理番号4 (利用権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	